

令和 6 年 第 4 回

永平寺町議会臨時会会議録

開会 令和 6 年 7 月 29 日 (月)

閉会 令和 6 年 7 月 29 日 (月)

永平寺町議会

令和6年第4回永平寺町議会臨時会会議録目次

第1日目（7月29日開会）

議事日程（第1号）	1
会議に付した事件	1
出欠席議員の番号氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	3
会議のため議場に出席した事務局職員	4
開 会	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
町長招集あいさつ	6
日程第 3 承認第14号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について	8
日程第 4 承認第15号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認 について	9
日程第 5 承認第16号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認 について	9
日程第 6 承認第17号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認 について	9
日程第 7 議案第57号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について	16
日程第 8 議案第58号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算 について	25
日程第 9 議案第59号 災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について	27
追加日程第 1 議長辞職の件	30

追加日程第 2	議長の選挙	3 4
追加日程第 3	副議長の辞職の件	3 6
追加日程第 4	副議長の選挙	3 9
追加日程第 5	議席の一部変更	4 1
追加日程第 6	仮議長の選任を議長に委任する件	4 1
日程第 1 0	常任委員の選任	4 2
日程第 1 1	議会運営委員の選任	4 2
追加日程第 7	議会広報特別委員辞任の件	4 3
追加日程第 8	議会広報特別委員の選任	4 4
追加日程第 9	発議第 1 号		
	幼・保再編検討特別委員会の廃止に関する決議	4 4
追加日程第 1 0	発議第 2 号		
	学校再編検討特別委員会の廃止に関する決議	4 5
追加日程第 1 1	五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙	4 6
追加日程第 1 2	福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	4 7
追加日程第 1 3	勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙	4 8
追加日程第 1 4	福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	4 9
追加日程第 1 5	議案第 6 0 号		
	永平寺町監査委員の選任同意について	5 1
追加日程第 1 6	諸般の報告	5 2
閉 会		5 4

令和6年第4回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

令和6年7月29日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第14号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について
- 第 4 承認第15号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 5 承認第16号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 6 承認第17号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 7 議案第57号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 8 議案第58号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第59号 災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について
- 第10 常任委員の選任
- 第11 議会運営委員の選任

2 会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第14号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について
- 第 4 承認第15号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 5 承認第16号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について

- 第 6 承認第 17 号 令和 6 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 7 議案第 57 号 令和 6 年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 8 議案第 58 号 令和 6 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算
について
- 第 9 議案第 59 号 災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長選挙
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 副議長選挙
- 追加日程第 5 議席の一部変更
- 追加日程第 6 仮議長の選任を議長に委任する件
- 第 10 常任委員の選任
- 第 11 議会運営委員の選任
- 追加日程第 7 議会広報特別委員辞任の件
- 追加日程第 8 議会広報特別委員の選任
- 追加日程第 9 発議第 1 号
幼・保再編検討特別委員会の廃止に関する決議
- 追加日程第 10 発議第 2 号
学校再編検討特別委員会の廃止に関する決議
- 追加日程第 11 五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第 12 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第 13 勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙
- 追加日程第 14 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第 15 議案第 60 号
永平寺町監査委員の選任同意について
- 追加日程第 16 諸般の報告

3 出席議員（14名）

- 1 番 中 村 勘太郎 君
- 2 番 長 岡 千恵子 君
- 3 番 川 崎 直 文 君

- 4番 朝井 征一郎 君
 5番 清水 紀人 君
 6番 金元 直栄 君
 7番 森山 充 君
 8番 清水 憲一 君
 9番 滝波 登喜男 君
 10番 齋藤 則男 君
 11番 上田 誠 君
 12番 松川 正樹 君
 13番 楠 圭介 君
 14番 酒井 圭治 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永充 君
副町	長	北川 善一 君
教育	長	竹内 康高 君
消防	長	宮川 昌士 君
総務課	長	多田 和憲 君
財政課	長	原 武史 君
契約管財課	長	朝日 清智 君
総合政策課	長	清水 智昭 君
えい住支援課	長	深水 正康 君
建設課	長	竹澤 隆一 君
農林課	長	島田 通正 君
防災安全課	長	吉田 仁 君
商工観光課	長	江守 直美 君
上下水道課	長	勝見 博貴 君
福祉保健課	長	高嶋 晃 君
住民税務課	長	吉川 貞夫 君
学校教育課	長	山口 健二 君

生涯学習課長	吉田正幸君
子育て支援課長	池端時枝君
会計課長	波多野清志君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	清水和仁君
書記	酒井春美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る7月16日、町長より、令和6年第4回永平寺町議会臨時会の招集を告示されました。早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますことを心より厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

今臨時会は、クールビズ期間に伴い、本庁においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者といたしまして、町長、副町長、教育長、消防長並びに関係課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付しておりますので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和6年第4回永平寺町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（中村勘太郎君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、朝井君、6番、金元君を指名いたします。

～日程第2 会期の決定～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期を、本日1日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日、令和6年第4回永平寺町議会臨時会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集をいただき厚くお礼申し上げます。また、各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。

開会に先立ちまして、災害復旧工事費用の未払いについておわびを申し上げます。

令和5年7月に発生しました大雨による災害では、早急な対応が必要なことから、対応可能な建設会社に口頭での依頼をかけた上で事後に契約等を進めることとなっております。

今回発覚しました未払いもそのような状況で、口頭依頼のみを行っていた工事の代金であり、担当職員が本来進めるべき事務手続を怠ったことで、今年7月に建設会社からの問合せがあるまで約1年間支払いを放置したままとなっております。

このような不祥事で、建設会社の皆様はもとより、町民の皆様に不信感を抱かせることとなり、深くおわび申し上げます。

諮問していた人事考査委員会からの答申に基づき、本日、関係職員の処分を決定いたしました。

今後は、指示、進捗管理、口頭指示以降の請書徴取の徹底などにより、二度と不祥事を起こすことのないよう、職員一人一人が責任と緊張感を持って職務に取り組み信頼回復に努めてまいります。誠に申し訳ありませんでした。

改めまして、自動運転の新たな取組について申し上げます。

6月に国土交通省の補助事業、自動運転社会実装推進事業の採択を受けましたので、ソニーとヤマハ発動機が共同開発した自動運転車両SC-1を使った実証を、国が事業費を負担して永平寺参ろ一どと、志比地区でまちづくり株式会社を中心としたコンソーシアムが今後実証してまいります。実証車両は運転席がなく、車両内の液晶パネルで映像コンテンツを見ながら移動できる近未来を思わせる仕様となっており、町民の皆様にも乗車体験をしていただく機会を予定しております。

また、各地で発生している災害への備えといたしまして、町内五つの福祉施設

の協力を得まして、福祉避難所の指定に関する協定を締結させていただきました。これにより町が推進している個別避難計画において、作成者の避難先として指示することが可能となり、要支援者の皆様にとっても安心で心強いことと思っております。

これからも、激甚化する自然災害に備え、福祉避難所での避難訓練を定期的に実施するなど、皆様の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

また、6月に行われました福井県消防救助技術大会におきまして、町消防本部隊員がはしご登はん競技の部で見事優勝しましたので、来月開催される全国大会に県代表として出場いたします。

また、消防団におきましても、先日程行われました第73回福井県消防操法大会に出場した志比北分団が小型ポンプ操法の部で団員一丸となった操法を披露されました。

これらの活躍は、町民の皆様からより信頼をいただくことにもつながりますので、今後とも安全・安心のまちづくりに向けてさらなる消防団との連携に努めてまいります。

スポーツ関係では、永平寺中学校の男子卓球部、松岡中学校の女子ソフトボール部、福井永平寺ブルーサンダージュニアチームが、それぞれ中体連県大会で優秀な成績を収められ、今後開催される北信越大会等に参加されるといううれしいお知らせを伺っております。

また、ブルーサンダージュニアチーム出身である藤坂選手が男子ハンドボールオリンピック代表「すい星ジャパン」に選出されたことを良い契機として、将来のオリンピック選手が輩出できる環境整備に協力していくとともに、町のスポーツ振興を一層進めてまいります。

それでは、議案等の概要について申し上げます。

まず、承認が4件でございます。

承認第14号は、損害賠償額の決定を専決処分させていただきました。

承認第15号から第17号は、施設の修繕に伴う一般会計予算の補正を専決処分させていただきました。

続いて、議案は、補正予算が2件、財産の取得が1件の3件でございます。

補正予算は、一般会計国民健康保険事業特別会計におけるそれぞれの所要額を補正するものでございます。

財産の取得は、6月21日に仮契約いたしました消防ポンプ自動車購入でござ

います。

以上、本臨時会の開会に当たり、議案等の概要を申し上げましたが、詳細については、上程の都度ご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第3 承認第14号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第3、承認第14号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第14号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

町有施設による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年7月12日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

以上、承認第14号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 承認第14号につきまして補足説明いたします。

議案書2ページをお願いいたします。

事故発生日は令和6年6月13日。場所は松岡湯谷、ゆめパーク北側の駐車場から町道に出るところでございます。事故の概要ですが、一般車両は側溝の上を通過したところ、側溝の一部が破損していたことによりグレーチング蓋が跳ね上がり車両の底の部分を損傷したものでございます。事故の種別は物損事故。損害賠償額は10万2,982円でございます。

7月12日に相手方との示談が成立いたしましたので、同日付で専決処分いたしました。

なお、損害賠償の額につきましては、町が加入しております保険により全額補填される予定でございます。

当該現場につきましては側溝コンクリートで埋設しましたので、今後同様の事故が発生するおそれはありません。

また、ほかの施設のグレーチングや縞鋼板蓋につきましても点検を行っているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第14号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第4 承認第15号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第5 承認第16号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第6 承認第17号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第4、承認第15号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、日程第6、承認第17号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての3件を一括議題といたします。

議案書をご用意ください。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、承認第15号から承認第17号までの令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について提案理由を申し上げます。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案書6ページをお願いします。

まず、承認第15号について、でございます。

第1条において、歳入歳出それぞれ47万6,000円を追加し、補正後の予算総額を101億3,480万8,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、7ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

この補正予算につきましては、令和6年7月10日付にて専決処分をしております。

議案書16ページをお願いします。

次に、承認第16号について、でございます。

第1条において、歳入歳出それぞれ77万円を追加し、補正後の予算総額を101億3,557万8,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、17ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

この補正予算につきましては、令和6年7月23日付で専決処分をしております。

次に、議案書26ページをお願いします。

承認第17号について、でございます。

第1条において、歳入歳出それぞれ153万9,000円を追加し、補正後の予算総額を101億3,711万7,000円としたものです。

観光の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、27ページ以降の第一表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

この補正予算につきましては、令和6年7月24日付にて専決処分をしております。

以上、承認第15号から承認第17号までの提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 担当課補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、承認第15号から第17号までの補足説明を行います。

まず、承認第15号でございます。

議案書の12ページをお願いいたします。

款10教育費、項5社会教育費では、目3図書館費におきまして、町立図書館（松岡）の入り口外側自動ドアの修繕料47万6,000円を計上するものでございます。

次に、承認第16号でございます。

7月21日の落雷により被害を受けた施設の復旧費用を計上するものでございます。

議案書の22ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費では、目4児童福祉施設費におきまして、上志比幼稚園のエアコン室外機5台の修繕料77万円を計上するものでございます。

次に、承認第17号でございます。

7月21日の落雷により被害を受けた施設の復旧費用を計上するものでございます。

議案書の32ページをお願いいたします。

上段の款6農林水産業費、項1農業費では、目5農村施設費におきまして、永平寺生活改善センター和室のエアコン取替え工事費93万8,000円を計上しております。

中段、款7商工費、項1商工費では、目2商工振興費におきまして、道の駅「禅の里」のエアコン修繕費用39万6,000円を計上しております。

下段、款10教育費、項5社会教育費では、目2公民館費におきまして、上志比地域振興センターの多目的ホールのエアコン修繕費用20万5,000円を計上しております。

以上、承認第15号から承認第17号についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（中村勘太郎君） 承認第15号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、承認第17号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての3件については、1件ごとに質疑、討論を行い、採決いたします。

まず、承認第15号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、を議題といたします。

予算説明資料に基づき審議を行いますので、7月22日全員協議会資料の中の令和6年度7月10日専決補正予算説明書をご用意ください。

専決補正予算説明書4ページ、生涯学習課の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長（吉田正幸君） この件につきましては、7月22日に工事が終わっておりまして、現在稼働しております。

以上です。

- 議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第15号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第16号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、を議題といたします。

資料は、7月29日全員協議会資料の中の令和6年度7月23日専決補正予算説明書をご用意ください。

専決補正予算説明書 2 ページ、子育て支援課の補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第 16 号、令和 6 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第 17 号、令和 6 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、を議題といたします。

資料は、7 月 29 日全員協議会資料の中の令和 6 年度 7 月 24 日専決補正予算説明書をご用意ください。

専決補正予算説明書 6 ページ、農林課の補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（島田通正君） 補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 続いて、6 ページ、商工観光課の補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 補足説明はございません。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 続いて、7 ページ、生涯学習課の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 補足説明はございません。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

金元君。

○6番（金元直栄君） 7月21日と24日に発生した落雷による被害です。

1つは、落雷による被害のことでは、まだ見積り中とか調査中も含めて報告がされていますが、大体、総額で被害が幾らぐらいになるのかということと、もう一つは、最近エアコンとかそういうものに落雷の被害があったということで、いろんなところで専決がされる状況も続いていると思います。そういうことを考えると、落雷防止のいろんな対策も含めてやられているとは思いますが、そういうことでこういうのは軽減されるという整備については考えないのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（原 武史君） 今、落雷の被害について担当課のほうで調査中でございます。被害の総額については、まだつかんでいない状況でございますので、これにつきましても、分かり次第ご報告させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） 落雷防止装置につきましても、現在ちょっとろ覚えですが、避雷針がある施設についてもちょっと被害を受けている場所もあるみたいです。ただ、未然防止という観点で落雷防止装置の設置につきましても、十分検討するように今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 割と事前設備の整備がちゃんとされていれば、そういうことも軽減される可能性があると思います。そういうのは整備されているところでこういう被害が起きているのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） 先ほども申しましたように、避雷針があっても被害を受ける場合があると、ただ、今回、落雷防止が効いていて被害がないところは多分あったと思うのですが、できるだけ落雷防止装置を装着して、できるだけ被害を少なくしたいと、今後はそう努めてまいります。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 全協で話しましたが、これまで年に1回か2回やはり気候変動でこの前の大きな雷がございまして、恐らく今新しい製品とか、コンセントとか、ある程度雷対応にはなっていると思うのですが、それで対応できるか、改めて雷対策といいますか、これについてはまた専門家の方にお話をお伺いするなり、いろいろな形で進めていきたいと思えます。よく変電所があるそばには雷が落ちないという話もありますけど、あれは実は神話で、私のうちのすぐそばですが、パソコンに雷が入ってしまったというのもありまして、ある程度の電気が来ますとそういったこともあるということも聞いていますので、専門家のいろいろな形でお話を聞かせていただいて、対応できるところはしっかりやっていく。多くなっていますので、取り組んでいきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 雷に入って怖いというのは、例えば家の横、建物の横に立っている木、杉の木とか背の高い木に落雷して、それが家の電化製品に入ってボヤを起こすということも、現に今まであったこともあるので、本当に大変だと思うのですが、ある意味、避雷針なんかを公共施設にはきちっとそれなりの高さで近くに設けるといっても含めて対策をやっていかないと、高い建物が近くにできたことで誘雷するのか。そういうこともあり得る。それが地域の民家の被害につながると、これはまた大変だと思うので、そこら辺も含めて公共施設についてはそれなりの対応をしているとは思いますが、さらに研究してほしいと思えます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかに質疑はありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 今回、工事も終わっているというお話ですが、支払いはいつ頃までにされる予定でしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（原 武史君） もう終わっておりますので、手続等早急にしまして、完了から30日以内までには払うということで対応してまいります。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第17号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第7 議案第57号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第7、議案第57号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題といたします。

資料は、議案書をご用意ください。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第57号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

議案書35ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ2,869万円を追加し、補正後の予算総額を101億6,580万7,000円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、36ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上、議案第57号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中村勘太郎君) 担当課の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(原 武史君) それでは、議案第57号、令和6年度一般会計補正予算について補足説明いたします。

歳出につきまして、順にご説明申し上げます。

議案書の42ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2清掃費では、目1清掃総務費におきまして、地区のごみステ

ーション掲示用のごみ収集表示看板等80組分の購入費用25万6,000円を計上しております。

款6農林水産業費、項2林業費では、目3林道費におきまして、予備用としての道路側溝用グレーチングの購入費用11万1,000円を計上しております。

款7商工費、項1商工費では、目4観光施設管理費におきまして、観光案内所への外線電話設置工事費3万5,000円及び電話料5万1,000円を計上しております。

款8土木費、項4都市計画費では、目2公園費におきまして、松岡西公園の整備内容の追加分として工事請負費975万円を計上しております。

款9消防費、項1消防費では、目1常備消防費におきまして、全国消防救助技術大会への出場に係る旅費14万6,000円を計上しております。

43ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費では、目2事務局費におきまして、志比小学校の夏休みプール開放に伴う送迎バスの借り上げ料36万3,000円を増額計上しております。

款10教育費、項2小学校費では、目1学校管理費におきまして、管内7小学校体育館への空調設備導入に向けての基礎調査業務委託料807万2,000円を計上しております。

款10教育費、項3中学校費では、目1学校管理費におきまして、管内の3中学校体育館及び松岡中学校武道館への空調設備導入に向けての基礎調査業務委託料416万9,000円を計上しております。

款15災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費では、目3公共土木施設災害復旧費におきまして、未払いとなっております河川災害復旧工事費573万7,000円を計上しております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明いたします。

議案書の41ページをお願いいたします。

款19繰入金、項2基金繰入金、目28教育施設整備繰入金1,224万1,000円につきましては、体育館への空調設備導入に向けての基礎調査費用の財源としまして基金から繰入れを行うものでございます。

款22町債、項1町債、目1総務債につきましては、松岡西公園整備の追加分の財源として、合併特例債の借入れを行うものでございます。

以上、議案第57号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより審議を行います。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行います。

総括質疑は、款ごとの審議終了後、第1審議の終了前にお諮りいたしますので、よろしくお願いたします。

これより第1審議を行います。

予算説明資料に基づき、課ごとに審議を行います。

資料は、7月22日全員協議会資料の中の令和6年度7月補正予算説明書をご用意ください。

担当課の補足説明を求めます。

それでは、住民区税務課関係、7月補正予算説明書8ページを行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 補足説明はございません。

よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ、次に、農林課関係、8ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（島田通正君） 補足説明はございません。

よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 農林課のグレーチングと金属の盗難防止への対応ということで、予備のグレーチングを購入ということですが、林道とか道路横断の側溝とか水のはけ口をつくるのにグレーチングを使うというのは、一番楽は楽ですけど、グレーチングの要らない工法とかグレーチングを少なくする、掃除さえできればいいわけですから、そういう工法もこの際考えたほうがいいのか。特にこ

ういう金属が高騰しているときには、これまでも盗難って繰り返されている。特に広域林道なんかなかなか見に行けないじゃないですか。そういうことも含めて特に出水の多い地域では、いわゆる側溝を造って、グレーチングをかけて、水はけを林道の横断をするというのではなしに、川そのものを道の上に流してしまうとかいうこともやっているの、そこら辺もいろいろ研究してみたいかかなと思うのですが。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 今回のグレーチングですけど、新たに盗難防止ということでフックをかけまして、連結したような形なるべく盗難できないような対策を整えおきます。それと、コンクリート蓋の場合も、ほかの市町どういった形で対応しているかまた研究をさせてもらいまして、対応のほうを検討していきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） グレーチングに代わるコンクリート蓋で、掃除できる条件つくって、最小限度のグレーチングをかけるところだけでいいということもあると思う。本当にそういうことをやらない工法というのもぜひ考えて、林道ってこちらではあまり話題にならないかもしれないですけども、車でいろいろ飛ばして走りたがる人たちもやっぱりいらっしゃるわけですから、そういうでこぼこを、川の横断なんかをきちっとすることによって、そんなにスピードを出せなくなるという利点もある。ぜひその問題を含めて、どこかで考える機会があるといいなと私は思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 側溝の掃除等もございまして、そこら辺は検討しながら今後対応していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） ほかに質疑はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ、次に、商工観光課関係、9ページを行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 補足説明はございせん。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 商工観光課のほうで永平寺のところの観光案内所に電話ということですが、私最近、固定電話の使用というのですかね。固定電話を利用しているのは、ここで言うと例えば、幅広く情報の発信に使う云々となっていますが、割とそれは少ないような気がします。それよりも、結構、スマホ関係の例えば対応とかですね。当然アプリとかそんなのはやっていると思うのですが、要はスマホと連携できるような回線というかね。そっちのほうがいろんな形で利用度が増えてくるのでないかなという気がするので、固定電話というのはある程度入ってきたものに対して答えるだけということ、最近割といろんなところも含めて利用度が結構少ないのでないかなと思うので、そこら辺りは検討なさったのか。当然、必要っちゃ必要ですが、それ以外の必要なところの部類の充実することに向けたほうがいいと私思いましたので、ちょっと質問させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 最初、上田議員と一緒に思いつけなかったのです。ただ、スタートしたら、やっぱり問合せが役場のほうに結構物すごく来り、違ったところへの電話の対応が来るということで、やっぱり現場の声もありまして、ホームページ等にも電話番号をしっかりと記入して、そこに問合せをしていただくという明確化も必要だろうということで、今回補正で組ませていただきましたので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ、次に、建設課関係、9ページから10ページを行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） では、説明書10ページ左側をお願いします。

款災害復旧費573万7,000円につきましては、令和5年7月の災害復旧事業に係る未払い工事費を計上させていただくものです。今回の不祥事で建設会社の皆さんはもとより、町民の皆様にも不信感を抱かせることになり、建設課長として改めて深くおわび申し上げます。

本当に申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） この件、新聞でも報道され、町長の先ほどの所信の中にもございました。どう考えても私は不自然だなというのは、災害復旧で緊急を要する、電話だけで申し込む。その後、一般的な法人についても、まず工事の過程において、完成すると完成届というのをいろいろ出される。完成届が出たら完成検査をします。完成検査が終わって初めて業者は合格・不合格。不合格の場合は手直し、いろんなことがあって、それから請求書を出す。この過程がずっとなってくると、なぜこんなことが起きたかです。1年間も。それは本当に考えたくないのですが、不信感というのですかそれがあります。実際、どこでどうなったかというのを明確でなく、職員を3人処分したって、これだけで終わってしまうのではなく、今後、絶対こんなことはあってはならないことですし、逆に言えば業者のほうは、その間、損害賠償というのは求めてこない感じですね。だから税金の場合なんかは、逆に延滞金とか取るのですが、この場合は支払いしないのだから、追徴金か何か特別に加算して業者のほうに支払わなければいけないとかいろんな問題が出てくると思うのですが、そういうのは全て解決されているのかどうかお伺いします。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） まず、原因としましては、担当した職員の公務に対する責任感が欠如していたことがまず第1点です。議員おっしゃられるように、災害であっても、まず口頭指示でする場合には現地に向かいますし、途中途中の経過についても、その都度職員が確認をしております。そういった観点からは、まず完成届が出てきた段階できちんと仕事をしていただいたのであれば、それに基づいてきちんと設計して、契約して、手続を踏むべきだと思います。今回はそれが欠如してしまったということが第1点。

それと、課内での情報共有がなかったため、他の職員からの指摘というのもしなかったのではないかな、そういったことで思っております。

また、第3点としましては、職員を管理監督する管理職の者が全体を把握しておらず、そういったこともありまして、課内での情報共有とチェック機能がきちんとされてなかったのが原因かと思われま。

また、再発防止につきましても、建設課としましては、今後この災害を受けまして、昨年度、契約管財課のほうで取扱いマニュアルというものを作成しましたので、そういったものを今後はきちんと遵守していくような形で今考えております。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず今回は、災害のときに土砂があふれましたので、すぐに契約前にしなければいけないというのが取決めになっております。そのときをお願いをして、ある程度見積りをいただいて、金額が適正かどうかを判断してお願いする。その後に実は契約を改めて結びます。その契約するのを忘れていた。

もう一つは、災害のときは、今回の事例ですと、大体、組合をお願いをして、ここっお願いします。組合員の皆さんで手分けしてやっていただくのですが、今回、轟やったかな、そこのエリアについて業者さんがいなかった。15か所あふれて水が大変だということで、除雪をしていただいている業者さんをお願いをした。ただ、除雪の業者さんもしっかりと指名願、町の業者さんとして適正ですけど、ただなかなか参加はしない。除雪をメインでやられている業者さんだったところで、そういった行き違いで、結局、ほかの農林、建設、水道、いろいろなそういったときにはできるのですが、まず、今回一番問題だったのが、契約を結び忘れていた。契約を結んでいませんので、業者さんも請求書を出すことができなかった。幾らか確定をしていけませんので、除雪をメインでやっている業者さんでしたので、年が明けて、そろそろあれどうなっているというお話をいただいて発覚したというのが事実です。

そして、もう一つは遅延損害金、これについてもやはり発生します。これについて業者さんに遅延金が発生しますのでというお話もさせていただきました。そういったところをその業者さんは要らないと辞退をしていただきましたので、そこはちょっと甘えさせていただいて、お互い合意の上でそれはなしということで、今回こういういきさつになっております。

今回、いろいろな中で、基本中の基本の見積りまでいただいていた契約をし忘れていたという、本当に怠慢な何者でもないそこが原因ですので、そういった初歩的ミスといいますか怠慢、そういったことが起きないようにしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

補足があれば、もうちょっとお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） 今ほど町長申しましたが、災害時は、契約金額は別にして、まず決まった業者さんと握手をするといいますか契約を締結する。金額は出来高精算をもって契約するという流れにしてございます。

今回の案件につきましては、口頭指示だけで、書類を起こさなかったことによつて、内部でチェック機能が働かなかつたという状況でありますので、今後、まずは各所管課でのチェック、それに合わせて契約管財課、財政課、会計課といった内部牽制化での同じ情報の中でのチェックというのを行いまして、今回のような事案がないよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 災害の場合については、最初どうしようもないと、応急工事をするというのは分かっております。それから復旧工事ですけど、災害認定ですかね。それにはない災害ですか。普通、災害が起きると、国とか県の認定を受けると補助金とか災害債とかできるんですけど、それはない工事ですか。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） 今回の災害につきましては、1件の国庫補助の災害がありますが、この案件につきましては単独の補助となっております。認定を受けてもらっています。

○10番（齋藤則男君） 補助を受けられる範囲に入っているのか。

○議長（中村勘太郎君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） こちらにつきましては、全体としては激甚災害の部分に入っているのですが、この案件については、ただの土砂の排出ということで対象とはなっておりません。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ、次に、学校教育課関係、10ページから11ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 特に補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) なければ、次に、消防本部関係、12ページを行います。
補足説明を求めます。

消防長。

○消防長(宮川昌士君) 補足説明はございません。
よろしく願いいたします。

○議長(中村勘太郎君) これより質疑を許可いたします。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第57号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についての第2審議に付
したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ありません
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第57号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第57号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第58号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第8、議案第58号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

資料は議案書をご用意ください。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第58号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。

議案書46ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ508万9,000円を追加し、補正後の予算総額を15億5,095万7,000円とするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、47ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上、議案第58号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中村勘太郎君) 担当課の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(原 武史君) それでは、議案第58号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての補足説明をいたします。

議案書の52ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費では、目1一般管理費におきまして、加入者情報等の通知や資格確認書の発行に関する費用としまして、システム改修や通知の作成を行う広域圏への負担金449万7,000円を計上したほか、通知の郵送料としまして59万2,000円を計上するものでございます。

以上、議案第58号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより第1審議を行います。

予算説明資料に基づき、審議を行います。

資料は、7月22日全員協議会資料の中の令和6年度7月補正予算説明書13ページ、14ページをご用意ください。

住民税務課の補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 補足説明はございません。

よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 1つは、国保の被保険者への加入者情報の発送、どういう内容のものなのか。

2つ目は、マイナンバーカードと保険証の一体化対応ですけど、今の状況はどんなんですか。病院行ったときに利用している人の状況なんかも本町どうなっているのか、もし分かれば。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） まず、1点目の通知書の内容ですね。加入情報通知書というのは、いわゆるここに関しては、国保に登録されている個人番号下4けたについて確認の通知書を送るということでございます。

2点目のマイナ保険証一体の現状でございますが、国保に関して申し上げます。マイナ保険証の登録率ですね。4月現在で70%弱の人が登録していると。マイナンバーの利用率については、今現在のところ14%程度というふうになっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 国保の率ですけど、マイナンバーカードをお持ちの方の7割が一体化をしている。その7割の方の利用率が14%。実際は、普通の健康保険なんかも含めて、どういう状況かというのはお聞きになっていきますか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） まず、マイナンバーの交付に関してですが、永平寺町も90%弱まで申請が伸びています。保険証の一体化、いわゆる紐づけにつき

ましては、これは半分保険者としてやっていることで、今うちのほうでは国保とか公共は把握できますが、ほかについてはちょっと把握できない状態ですので、そこはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑は終わります。

議案第58号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第58号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 次、討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第58号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第59号 災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第9、議案第59号、災害対応特殊消防ポンプ

自動車の取得について、を議題といたします。

資料は議案書をご用意ください。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第59号、災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について提案理由を申し上げます。

議案書53ページをご覧ください。

本入札が6月18日に執行され、契約相手方と物品購入契約を締結するに当たり、予定価格が1,000万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第59号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） それでは、議案第59号、災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得についての補足説明をさせていただきます。

議案書の53ページをお願いいたします。

取得財産の名称、数量は消防ポンプ自動車1台で、契約方法につきましては一般競争入札でございます。契約金額は4,067万8,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は369万8,000円でございます。契約相手方は、福井県福井市大手3丁目11番4号、暁産業株式会社、代表取締役、荒木伸男でございます。

なお、仮契約を6月21日締結しております。

納品期限は令和7年3月14日となっております。

以上、議案の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第59号、災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第59号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第59号、災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時07分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○副議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

議長の中村君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 議長辞職の件～

○副議長(川崎直文君) 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中村君の退場を求めます。

(中村議長 退場)

○副議長(川崎直文君) 辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(清水和仁君) 朗読します。

令和6年7月29日

永平寺町議会副議長 川崎直史様

辞職願

このたび、議会運営の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

永平寺町議会議長 中村 勘太郎

以上です。

○副議長(川崎直文君) お諮りします。

中村君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、中村君の議長の辞職を許可することに決定しました。

中村君の入場を求めます。

暫時休憩します。

(14番(中村勘太郎君)入場)

(午前11時13分 休憩)

(午前11時14分 再開)

○副議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

中村君から出された議長の辞職は許可されました。報告いたします。

中村君の発言を認めます。

○14番（中村勘太郎君） 改めまして、退任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

振り返ってみますと、令和4年の8月に皆さんの支援をいただきまして、議長に着任させていただき、その当時の背景を鑑みますといろいろな課題が山積しておりました。議会改革とにかくそういった我々に課せられた課題が、山積しておりましたけれども、一つ一つクリアし、解決していこうと努力させていただいた次第でございます。まだ道半ばではございますけれども、残された議員活動においてそれも一生懸命取り組んでいきたいと、そう自覚をしているところでございます。本当に在任中は、皆さんに多大なるご迷惑をおかけしたとは存じますけれども、そこはご了承いただきたいと思っておりますのでございます。

本当に2年間ありがとうございました。（拍手）

○副議長（川崎直文君） 暫時休憩します。

全員協議会を行いますので、よろしくお願いいたします。

（午前11時15分 休憩）

（午前11時48分 再開）

○副議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（川崎直文君） 異議なしと認め、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

（午前11時48分 休憩）

○副議長（川崎直文君） 投票に先立ちまして、議長選挙の立候補表明を行います。

1番、酒井君の立候補表明をお願いします。

1番、酒井君。

○1番（酒井圭治君） 今般、永平寺町議会議長選挙において立候補いたしたく所信

を述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私は、令和4年に町議会議員として当選し、現在まで総務産業建設常任委員長を経験させていただきました。その間、皆様のご協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

さて、永平寺町の抱える行政課題は、人口減少、少子高齢対策、新型コロナ収束後の住民生活の安定や脱炭素社会の形成、デジタルトランスフォーメーションなど、デジタル化推進による社会システムの変容、また商工経済対策、本年、能登半島地震を踏まえた防災・減災対策、公共交通対策、公共施設の再編等、様々な行政課題が山積しており、喫緊の課題となっております。

そこで、二元代表制の一翼を担う議会の果たす役割は非常に重みを増している現状だと認識しております。

そのような中で、執行機関と議会は両立しながら町政を進めていく必要がございます。我々は、執行機関の長から提出された議案に対し、その可否についての判断も求められますが、ご承知のとおりそれだけでなく、私ども議員にも条例制定や改廃等についての提案権がございます。

今後も、さらに議会の政策形成機能の充実を図ることが重要になっておりますし、議案の提案・修正などによる議会意思の表明など、政策決定における重要な部分に対しても当然その決定権も有することとなります。

そこで、我々議員は、議案に対してただ単に賛否だけを問うのではなく、その議論の過程や議案の本質、これを町民に伝える必要があると思っております。そして、議会全体の運営において、議長の職責は非常に重責であるというふうに考えております。

そこで、私自身、行政権としての40年間の行政経験、司法権においては行政書士として、そして、立法権としての議員活動という3権の経験を生かしたいと考え、今般の立候補を決意いたしました。

私は、議長に当選いたしましたら、中立かつ公正な職務の遂行を基本として努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営に臨みたいと考えております。

議会改革においても、早急に推進しなければならないと思っているところです。例えば、議会の発信力について、先般、議会広報クリニック、これで非常に良い評価を得ているところでございます。こういったことを十分活用しながら、さらにレベルを高めるため、各議員の議会広報への全員一致した協力、そういったものを求めながら住民に情報発信し、チーム永平寺町議会、この一端を担っていた

だきたいと考えております。

また、議会のDX化を時代に即しながら、さらに推し進めることも重要だというふうに考えております。それによりペーパーレス化も図られ、環境にも配慮した議会となるというふうに考えております。

以上、私の所信の一端ではございますが、その実行に当たり、議員各位の意見に耳を傾け、反映できるよう努力し、活発な議会全体の運営を目指しながら、今後は、様々な課題に挑戦し実践していきたいというふうに思っており、町民の負託に応えられる開かれた議会づくりをさらに推進し、住民の福祉向上と町政発展のために誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

つきましては、議員各位の温かいご支援を心からお願い申し上げまして、私の議長立候補の所信表明といたします。

よろしく願いいたします。

○副議長（川崎直文君） 9番、滝波君の立候補表明をお願いします。

○9番（滝波登喜男君） 今般、永平寺町議会議長に立候補いたしました滝波でございます。

立候補に当たりまして、一言述べさせていただきます。

本日、午前中の全員協議会で町長が言われたとおり、行政と議会は車の両輪、どちらかが大きくても、どちらかが小さくても、その場を回るだけで前へ進めないとおっしゃいました。すなわち、二元代表制ということではありますが、どちらの車輪も同じ大きさで同じスピードで行っても、時にはブレーキを踏んだり、あるいはアクセルを踏んだりというふうになければなりません。それが議会の役割だろうと思います。議会と行政は一線を画しながら緊張感と、そして切磋琢磨し、町民の福祉向上に努めるものだと思っております。その議会は、議員が選挙で争う関係ではありますが、ひとたび議員になったならば、互いに意見を出し合い、それを尊重しながら一つの意見にまとめて、そして行政に発信・提案をしていくということが一番大きな役割だと思っております。

そこで、私が議長になったときの方針を述べさせていただきます。

まず1つは、発信力の強化です。

議会改革の第一歩は、発信力の強化だと考えております。当議会では、ケーブルテレビや議会と語ろう会、議会だより、ホームページなどといったものを活用しながら議会活動を発信してまいりました。最近では、議会だよりの紙面充実、そしてQRコードへ導き、QRコードを使ってユーチューブで発信するなど充実

してまいりました。また、今般、議会モニター制度を設置し、一方方向で発信するのではなく、町民から直接意見をいただくという双方向を一部加えました。このようなことをしながら、町民に分かりやすい議会運営を目指すことができます。このような発信力をますます強化するためにも、議会の先頭に立ってまいりたいと思います。

2つ目は、議員間討議の尊重です。

先ほど車の両輪と言いましたが、議員は、町民のためにどうなるかということ基準に意見を述べてまいります。その意見は尊重し、かつ分かり合いながら意見をまとめる必要があります。議員間討議を充実し、分かり合うところは分かりあいながら1つにまとめ、町に、行政に発信・提言をしていきたいと考えております。

3つ目は、議会の向上心です。

議員は、行政と対等に議論しなければなりません。そのためには一定の知識が必要です。当議会の特色の1つとして、ほぼ全員が一般質問を毎回いたします。その質問に至るには、個々の議員が長時間勉強し、かつ情報をつかみながらそれに臨んでおります。その質問はたった40分で終わるわけですが、それで終わらないように、この一般質問が継続的に研究や提案ができるような仕組みを作ってまいりたいと思っております。

最後に、地方議会の成り手不足が問題となっております。当議会においても、前回の選挙は無投票でありました。次の選挙まであと2年となっております。この2年が非常に大事であると考えております。町民に魅力的な、そして元気で活発な議会となり得るよう私の経験を生かしながら、議会のリーダーとして務めてまいりたいと考えております。皆様のご支援をよろしく願いをいたしまして、立候補に当たった弁とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（川崎直文君） 今回の議長選挙に立候補された酒井議員、滝波議員の立候補表明を述べていただきました。

（午後 0時00分 再開）

○副議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。
～追加日程第2 議長の選挙～

○副議長（川崎直文君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長(川崎直文君) ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、7番、森山君、8番、清水憲一君、10番、齋藤君を指名します。

申し上げます。

投票は、単記無記名です。

なお、白票は無効としますので、あらかじめご了承願います。

投票箱を点検します。

立会人は点検をお願いします。

(投票箱点検)

○副議長(川崎直文君) 点検結果、異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に前に出ていただき、事務局長より投票用紙を受け、記載所において記載の上、投票願います。

4番、朝井君と、私は、自席にて事務局長より投票用紙を受け取り、事務局長にて投票箱に入れることとします。

それでは、1番議員から順に投票をお願いします。

(投票)

○副議長(川崎直文君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(川崎直文君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の諸君の立会いをお願いします。

(開票)

○副議長(川崎直文君) 選挙の結果を報告します。

投票総数14票。有効投票14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、酒井君8票、滝波君6票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、酒井君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長(川崎直文君) ただいま、議長に当選された酒井君が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定により、議長選挙の当選人であることを告知します。

暫時休憩します。

(午後 0時14分 休憩)

(午後 0時14分 再開)

○副議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

酒井君の発言を許可します。

○議長(酒井圭治君) ただいま……。 (音声なし)

よろしく願いいたします。(拍手)

○副議長(川崎直文君) 以上で、追加日程第2、議長の選挙を終了します。

暫時休憩します。

再開は1時15分といたします。

(午後 0時15分 休憩)

(午後 1時15分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開いたします。

副議長の川崎君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすること
にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題と
することに決定しました。

～追加日程第3 副議長辞職の件～

○議長(酒井圭治君) 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、川崎君の退場を求めます。

(川崎副議長 退場)

○議長(酒井圭治君) 辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(清水和仁君) 朗読します。

令和6年7月29日

永平寺町議会議長 様

辞 職 願

このたび、議会運営の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

永平寺町議会副議長 川 崎 直 文

以上です。

○議長(酒井圭治君) お諮りします。

川崎君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、川崎君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

川崎君の入場を認めます。

暫時休憩します。

(3番(川崎直文君) 入場)

(午後 1時17分 休憩)

(午後 1時17分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開します。

川崎君から出された副議長の辞職は許可されましたので、報告いたします。

川崎君の発言を認めます。

暫時休憩します。

(午後 1時19分 休憩)

○3番(川崎直文君) 私、2年前の改選時に皆様のご推挙をいただき、副議長を仰せつかりました。この2年間、中村議長の下で議会運営の充実、そして、議会広報の刷新に微力ではありますが努めてまいりました。この間、皆様方のご

指導とご協力に改めてお礼を申し上げます。

今後も、議員活動として、永平寺町議会基本条例にあります議会運営に関わる
不断の評価と改善に注力させていただきたいと思ひます。

辞職のご挨拶とさせていただきます。

本当に皆さん、この2年間ありがとうございました。(拍手)

○議長(酒井圭治君) 暫時休憩いたします。

全員協議会を行いますので、よろしくお願ひいたします。

(午後 1時40分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま副議長は欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行う
ことに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午後 1時40分 休憩)

○議長(酒井圭治君) 投票に先立ちまして、副議長選挙の立候補表明を行っていた
だきたいと思ひます。

3番、川崎君。

○3番(川崎直文君) このたびの副議長選挙への立候補に当たり、立候補表明をさ
せていただきます。川崎直文です。

当町においても、人口減少など社会情勢が大きく変化する中、人口減少、そし
て少子高齢化、さらには担い手不足への対策があります。

一方、地方創生の取組として、防災・減災の対策等様々な課題があります。

これらの課題に対して、議会は現実をしっかりと把握し、課題解決の施策を提
案していかなければなりません。開かれた議会、行動する議会、提案する議会を

再度しっかりと捉え、課題解決に取り組んでいかなければなりません。

議員皆様のご協力を得ながら酒井議長を支え、開かれた議会、行動する議会、提案する議会を進めていきたいと決意しております。

この2年間取り組んできました議会運営の充実、そして、議会広報の刷新にも引き続き注力していきます。

議員皆様の特段のご理解とご支援を賜りますようお願いいたしまして、私の立候補表明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

(午後 1時43分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～追加日程第4 副議長の選挙～

○議長(酒井圭治君) 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(酒井圭治君) ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に、11番、上田君、12番、松川君、13番、楠君を指名します。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

なお、白票は無効といたしますので、あらかじめご了承ください。

投票箱を点検します。

立会人は点検をお願いします。

(投票箱点検)

○議長(酒井圭治君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

2番議員から順番に記載所において記載の上、投票願います。

4番、朝井君と、私は、自席にて受け取り、事務局長より投票箱に入れることといたします。

それでは、2番議員から順に投票してください。

(投 票)

○議長（酒井圭治君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の諸君の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（酒井圭治君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。有効投票12票、無効投票2票です。

有効投票のうち、川崎君8票、金元君3票、滝波君1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、川崎君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（酒井圭治君） ただいま副議長に当選された川崎君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、副議長選挙の当選人である旨、告知いたします。

暫時休憩します。

(午後 1時55分 休憩)

○議長（酒井圭治君） 発言を許可いたします。

○3番（川崎直文君） お許しをいただきました。一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、永平寺町議会の副議長に選任を賜り、厚くお礼申し上げます。

副議長として酒井議長を補佐申し上げ、皆様方のお力添えをいただきながら、公正かつ円滑な議会運営と議会のさらなる活性化に取り組んでいきたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。

先ほどの立候補の所信表明でも申し上げました。多くの永平寺町の課題があります。町議会より一層注力し取り組んでいかなければなりません。課題解決の提案する議会が求められております。永平寺町議会基本条例にもありますように、政策立案、そして政策提案、政策提言の実行であります。議長とともに開かれた

議会、行動する議会、提案する議会の実現のために尽力したいと決意しております。

議員各位におかれましては、今後ともなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（酒井圭治君） 以上で、追加日程第4、副議長の選挙を終了いたします。

～追加日程第5 議席の一部変更～

○議長（酒井圭治君） 次に、議席の一部変更の件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題といたします。

議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議長において一部変更いたします。

委員の氏名と、その変更後の議席番号を発表いたします。

中村君は1番へ、私は14番へ指定変更いたします。

暫時休憩します。

（午後 1時57分 休憩）

（午後 3時45分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～追加日程第6 仮議長の選任を議長に委任する件～

○議長（酒井圭治君） 次に、追加日程第6、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りします。

地方自治法第106条第3項の規定により、本会期中における仮議長の選任について、議長に委任願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、この会期中における仮議長の選任を、議長に委任することに決定いたしました。

それでは、私のほうから本会議中における仮議長を選任させていただきます。

仮議長には1番、中村君を指名いたします。

以上で、仮議長の選任を議長に委任する件を終わります。

～日程第10 常任委員の選任～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第10、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局より所属委員会及び氏名の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（清水和仁君） それでは、朗読します。

総務産業建設常任委員に、中村議員、川崎委員、朝井議員、森山議員、清水憲一議員、滝波議員、酒井議長。

教育民生常任委員に、長岡議員、清水紀人議員、金元議員、齋藤議員、上田議員、松川議員、楠議員。

予算決算常任委員会については、全議員が委員となります。

以上です。

○議長（酒井圭治君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

～日程第11 議会運営委員の選任～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第11、議会運営委員の選任の件を議題といたします。

議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局より氏名を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（清水和仁君） それでは、朗読いたします。

議会運営委員に、長岡議員、清水紀人議員、森山議員、滝波議員、齋藤議員、上田議員、楠議員。

以上です。

お諮りします。

ただいま朗読したとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午後 3時50分 休憩)

(午後 3時52分 再開)

○仮議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。

地方自治法117条の規定により、議長及び副議長が会議に出席できませんので、同法106条第2項の規定により、仮議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。

ただいま、7名の議員より議会広報特別委員会の委員の辞任申出が提出されました。

お諮りします。

7名の議員の議会広報特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仮議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定いたしました。

～追加日程第7 議会広報特別委員辞任の件～

○仮議長(中村勘太郎君) 追加日程第7、議会広報特別委員辞任の件を議題といたします。

7名の議員から議会運営のため、議会広報特別委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仮議長(中村勸太郎君) 異議なしと認めます。

よって、7名の議員の議会広報特別委員辞任を許可することに決定いたしました。

これで、仮議長の職務は終了しました。ご協力ありがとうございます。

暫時休憩します。

(午後 3時54分 休憩)

(午後 3時55分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～追加日程第8 議会広報特別委員の選任～

○議長(酒井圭治君) 次に、議会広報特別委員の選任についての件を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

議会広報特別委員に、1番、中村君、2番、長岡君、3番川崎君、5番、清水紀人君、7番、森山君、13番、楠君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

～追加日程第9 発議第1号 幼・保再編検討特別委員会の廃止に関する決議～

○議長(酒井圭治君) 次に、追加日程第9、発議第1号、幼・保再編検討特別委員会の廃止に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求め求めます。

11番、上田君。

○11番(上田 誠君) それでは、幼・保再編特別委員会の廃止に関する決議の提案理由を述べたいと思います。

ただいま上程いたしました発議第1号、幼・保再編検討特別委員会の廃止に関する決議について、提案理由を申し上げます。

幼・保再編検討特別委員会における調査検討の終了に伴い廃止といたします。
以上です。

○議長（酒井圭治君） これにより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

上田君ほか2人から提出されました幼・保再編検討特別委員会の廃止に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、上田君ほか2人から提出されました発議第1号、幼・保再編検討特別委員会の廃止に関する決議は、可決されました。

～追加日程第10 発議第2号 学校再編検討特別委員会の廃止に関する決議～

○議長（酒井圭治君） 次に、追加日程第10、発議第2号、学校再編検討特別委員会の廃止に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） ただいま上程いただきました発議第2号、学校再編検討特別委員会の廃止に関する決議について、提案理由を申し上げます。

学校再編検討特別委員会における調査検討の終了に伴い、廃止といたします。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

上田君ほか2名から提出されました学校再編特別検討委員会の廃止に関する決

議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

したがって、朝井君ほか2名から提出されました発議第2号、学校再編検討特別委員会の廃止に関する決議は可決されました。

次に、五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第11として直ちに選挙を行います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第11として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午後 4時00分 休憩)

(午後 4時00分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～追加日程第11 五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙～

○議長(酒井圭治君) 追加日程第11号、五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙を行います。

現在、五領川公共下水道事務組合議会議員4名が、議会運営の都合により辞任しております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

五領川公共下水道事務組合議会議員に、1番、中村君、2番、長岡君、6番、金元君、7番、森山君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました、中村君、長岡君、金元君、森山君を、五領川公共下水道事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、中村君、長岡君、金元君、森山君が、五領川公共下水道事務組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました中村君、長岡君、金元君、森山君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第12として直ちに選挙を行います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第12として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

～追加日程第12 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙～

○議長(酒井圭治君) 追加日程第12、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議員の選挙を行います。

現在、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員4名が、議会運営の都合により辞任しております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に、3番、川崎君、8番、清水憲一君、13番、楠君と、私、14番、酒井を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました、川崎君、清水憲一君、楠君と、私、酒井を、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、川崎君、清水憲一君、楠君、私、酒井が、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました川崎君、清水憲一君、楠君と私の4名が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

次に、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第13として直ちに選挙を行います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第13として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

～追加日程第13 勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙～

○議長(酒井圭治君) 追加日程第13、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

現在、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員3名が、議会運営の都合により辞任しております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

勝山・永平寺衛生管理組合議会議員に、10番、齋藤君、11番、上田君、12番、松川君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました齋藤君、上田君、松川君を、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました齋藤君、上田君、松川君が当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました齋藤君、上田君、松川君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

次に、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件を日程に追加し、追加日程第14として直ちに選挙を行います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第14として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

～追加日程第14 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙～

○議長(酒井圭治君) 追加日程第14、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の

選挙を行います。

現在、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員1名が、議会運営の都合により辞任しております。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、14番、酒井を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました、私、酒井を、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、私が、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定いたしました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

お諮りします。

議案第60号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題といたします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とすることに決定いたしました。

～追加日程第15 議案第60号 永平寺町監査委員の選任同意について～

○議長（酒井圭治君） 議案第60号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、5番、清水紀人君の退場を求めます。

（5番（清水紀人君）退場）

○議長（酒井圭治君） 提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第60号、永平寺町監査委員の選任同意について、提案理由を申し上げます。

追加議案書をご覧ください。

永平寺町監査委員2名中、議員のうちから選任されております監査委員が今回欠員となりますので、後任の選任につきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

同意を求めますのは、永平寺町松岡市志比塚第8号19番地の1、清水紀人氏でございます。

以上、議案第60号の提案理由の説明といたします。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 質疑なしと認めます。

議案第60号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（酒井圭治君） 起立全員です。

よって、議案第60号、永平寺町監査委員の選任同意についての件は同意することに決定いたしました。

5番、清水紀人君の入場を認めます。

暫時休憩いたします。

(5 番 (清水紀人君) 入場)

(午後 4 時 1 2 分 休憩)

(午後 4 時 1 2 分 再開)

○議長 (酒井圭治君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～追加日程第 1 6 諸般の報告～

○議長 (酒井圭治君) 次に、追加日程第 1 6、諸般の報告を行います。

委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっております。

各常任委員会及び議会運営委員会、各特別委員会で互選された委員長及び副委員長の氏名を発表いたします。

総務産業建設常任委員長に森山君、副委員長に清水憲一君。

教育民生常任委員長に上田君、副委員長に楠君。

予算決算常任委員長に長岡君、副委員長に清水紀人君。

議会運営委員長に長岡君、副委員長に楠君。

議会広報特別委員長に川崎君、副委員長に清水紀人君。

以上のとおり報告いたします。

次に、議会・行財政改革特別委員会において、9 番、滝波君及び 1 3 番、楠君からの議会・行財政改革特別委員会の委員長及び副委員長の辞任が許可されております。

議会・行財政改革特別委員会で互選された委員長及び副委員長の氏名を発表いたします。

議会・行財政改革特別委員長に楠君、副委員長に滝波君。

以上のとおり報告いたします。

また、追加日程第 3、副議長の選挙において、選挙の結果の報告の中で、法定得票数を 4 票と申し上げましたが、3 票の誤りでございました。法定得票数は 3 票に訂正させていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 4 時 1 4 分 休憩)

(午後 4 時 1 4 分 再開)

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところご参集をいただき、ここに全日程を終了いたしましたことを心より厚くお礼申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げまして、令和6年第4回永平寺町議会臨時会を閉会いたします。

町長より閉会の挨拶を受けます。

町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました専決処分の承認及び議案につきましては、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、誠にありがとうございました。

さて、この議会において、酒井議長、川崎副議長が選出され、また各委員会の構成など、今後の議会運営に関わる重要な事項を決定されました。

新たに就任されました正副議長、また各委員長に就任されました議員各位におかれましては、これまでも増してのご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、今年の九頭竜川におけるアユ釣りの状況ですが、天然遡上のアユも例年並みで、6月15日の解禁日には多くの釣り客の方々にもお越しいただき、釣果があったとお聞きしております。解禁後しばらくは梅雨の影響もあり、アユ釣りができない状況がありましたが、晴天時は多くのアユ釣り愛好家が訪れております。昨日は、第3回九頭竜川中部レディース杯が開催され、60組の方々が参加され、九頭竜川に果敢に挑み、アユ釣りを楽しんでいらっしゃいました。

また、来月2日にはドラゴンリバー交流会様による九頭竜川に乾杯が催されます。地元を流れる清流の魅力を再発見し、豊かな自然に感謝する一日となることを祈念しております。今後も九頭竜川にまつわるイベントが目白押しとなりますので、町民の皆様にもぜひ足を運んでいただけたらなどの思いしております。

結びに、今回退任されました中村議長におかれましては、フットワークの軽さを生かした積極的な取組を進めていただきました。町の様々な事業に対するご理解をもとより、町政発展のためご尽力をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。さらなるご活躍をご期待申し上げます。

議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午後 4時18分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議長

永平寺町議会副議長

永平寺町議会副議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員